

## 南島田町で判明した土壤汚染について

## 1 土壤汚染が判明した場所等

## (1) 所在地

徳島市南島田町2丁目25-1の一部

## (2) 汚染が判明した経緯

徳島県が、旧徳島テクノスクールの敷地内で土壤調査を実施したところ、鉛による基準値の超過が判明したことから、土壤汚染対策法第14条第1項に基づく申請がありました。

調査は71箇所で行われ、このうち7箇所で「鉛及びその化合物」が基準値（溶出基準）の1.1倍から7.7倍検出されております。

## (3) 土壤汚染の原因

過去に敷地内では、鉛配管を扱った実習や鉛を含有する可能性がある写真現像液の取り扱いがあり、当時使用していた鉛が土壤汚染の原因となった可能性があります。

## 2 土壤調査の結果について

## (1) 土壤調査範囲

旧徳島テクノスクールの敷地 11,527 m<sup>2</sup>

## (2) 調査結果

「鉛及びその化合物」が土壤汚染対策法基準値を超過していることが確認されました。

項目	最大値(mg/l <sub>溶</sub> )	基準値(mg/l <sub>溶</sub> )
鉛及びその化合物（溶出量）	0.077	0.01

## 鉛について

鉛は、中毒症状として貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害などを引き起こすことが知られています。水道の水質基準のほか、土壌や地下水について環境基準が定められています

## 3 周辺への影響について

土壤汚染対策法では鉛による土壤汚染があった場合、地下水汚染の影響がある範囲は概ね80mとされています。徳島県が敷地内で実施した地下水調査では、鉛は基準値未満であることを確認しています。

また、徳島市では土壤汚染が判明した地点から概ね半径80m以内にある井戸2箇所において地下水調査を行っておりますが、いずれの井戸も鉛は基準値未満を確認しています。

現在、土壌の基準値超過があった付近には、一般の人が立ち入ることがないように立入禁止にしており、周辺の健康への影響はないものと考えています。

## 4 形質変更時要届出区域の指定等について

徳島市では、汚染があった土地（572.46 m<sup>2</sup>）を形質変更時要届出区域※に指定するとともに、土壤汚染対策法に基づき周囲への汚染拡散防止などを指導してまいります。

## ※形質変更時要届出区域

土壌の汚染が土壤汚染対策法の基準を超過していますが、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の対策が不要な区域のことであります。